

本年9月1日より、ポリオの定期接種ワクチンを生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに一斉に切り替えることとなります

厚生省ホームページに記載してある、不活化ポリオについて下記にまとめました。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/>

【定期接種の対象年齢】

対象年齢：生後3月～90月に至るまでの間にある者

【標準的な接種期間】

1期初回接種：生後3月～生後12月に達するまでの期間

1期追加接種：1期初回接種（3回）終了後12月～18月に達するまでの期間（注1）

【定期接種の接種方法】

1期初回接種：20日から56日（注2）までの間隔をおいて3回皮下に注射

1期追加接種：初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射（注1）

（注1）追加接種は、現在国内臨床試験を実施中のため、4回接種（追加免疫）後の有効性及び安全性は現時点では確立していないので平成24年9月1日不活化ポリオワクチン導入時には、追加接種は定期接種に含まれません。4回接種のデータが整い次第、追加接種として定期接種に導入される予定です。

（注2）当分の間（3年程度）に限って、単独の不活化ポリオワクチンについては20日以上の間隔をおいて必要な回数（4回以内）の接種をできることとなります。（3年を過ぎた場合、接種が出来なくなる可能性があります）

【過去のポリオワクチン接種歴に応じた対応】

- ・ 生ポリオワクチンを1回も接種していない人は、原則として単独の不活化ポリオワクチンを4回接種して下さい。
- ・ 生ポリオワクチンを1回接種した人は、4回の不活化ポリオワクチンの接種のうち1回の接種を終えたものとし、残り3回の不活化ポリオワクチンの接種を行ってください。
- ・ 海外等で、国内未承認の不活化ポリオワクチンを接種した者については、医師の判断と保護者の同意に基づき、4回の不活化ポリオワクチンの接種のうち、一部の回数の接種を終えたものとみなすことができ、残りの回数の不活化ポリオワクチンの接種を行ってください。ただし、平成24年9月1日時点では、4回目の接種となる追加接種は定期接種に含まれません。（注1を参照）
- ・ 生ポリオワクチンを2回接種した人は、不活化ポリオワクチンの追加接種は不要です。
- ・ 3種混合ワクチンを1回以上接種した人は、原則として単独の不活化ポリオワクチンを使用することとなります。
- ・ 今後、国内における臨床研究によって、単独の不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンを

併せて使用することについて、同等の効果が得られることが明らかになった場合には、単独の不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンの併用（4回の接種のうち、一部の回数は単独の不活化ポリオワクチンを接種し、残りの回数は4種混合ワクチンを接種すること）が可能になります。ただし、接種スケジュール上支障がない場合に限られます。

・ 4種混合ワクチン導入後は、3種混合ワクチン未接種者については、原則として4種混合ワクチンを使用します。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/dl/leaflet_120601.pdf をご覧ください。

当院で国内未承認の不活化ポリオワクチンを接種された方へ

【2回接種をされた方へ】

9月から残りの2回を接種してください。

下記1) または2) の方法、どちらかを選択して接種を行ってください。

1) 日本の接種スケジュールに基づいた方法。

9月以降に3回目の接種を行い、接種後6か月以上置いて（12～18カ月の間隔を置くことが望ましい）4回目の接種を行ってください。ただし、現時点では4回目の追加接種は定期接種として認められておりませんので、接種時確認してください。

2) アメリカの接種スケジュールに基づいた方法。

2回目接種から6～12カ月の間隔を開けて3回目の接種、4歳時に4回目の接種をして下さい。ただし、今回の制度は当面の間（3年間）に限って定期接種として認められるので、4歳時には任意接種（有料）となる場合があります。

【3回接種された方へ】

残りの1回を接種してください

下記1) または2) の方法、どちらかを選択して接種を行ってください。

1) 日本の接種スケジュールに基づいた方法。

3回目接種後6か月以上置いて（12～18カ月の間隔を奥ことが望ましい）4回目の接種を行ってください。ただし、現時点では4回目の追加接種は定期接種として認められておりませんので、接種時確認してください。

2) アメリカの接種スケジュールに基づいた方法。

4歳時に4回目の接種をして下さい。ただし、今回の制度は当面の間（3年間）に限って定期接種として認められるので、4歳時には任意接種（有料）となる場合があります。

【任意で不活化ポリオワクチンを2回接種後、定期で生ポリオワクチン1回接種した方へ】

追加接種となるポリオワクチン（全体を通して4回目）は、最低6か月（標準的には12～18か月）の間隔において接種をして下さい。医師の判断と保護者の同意に基づき、国内未承認の不活化ポリオワクチンを必要接種回数の一部としてみなすことが出来ます。ただし9月1日時点では追加接種

は定期接種に含まれません。4回目の接種データが整い次第、追加接種が定期接種に導入される予定です。

【厚生省の不活化ポリオQ&Aからの抜粋】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/polio/dl/topics_20120601-03.pdf

Q：現在、不活化を既に3回接種し、既に追加免疫接種の時期に達しており、9月の定期化を待つ者への対応についてはどのようにすればよいですか？初回からの接種間隔が大幅にあく場合が予測されるが、効果への問題はないですか？

A：国内臨床試験における4回接種のデータが整い次第、一部承認事項の変更が行われ、追加接種は導入される予定です。追加接種の時期については上記検討会で検討され、初回免疫接種終了からの間隔が18か月以上あいてしまった場合においても、接種回数を完了することの方が重要です。諸外国の事例を踏まえると、最終的な免疫獲得には大きな問題ないとの結論が得られています。

Q：生ポリオワクチンの接種を避け、既に任意で不活化ポリオワクチンを1～4回接種されている方もいます。これまでの情報では、任意接種もカウントしたうえで不足する回数を接種することとなっていますが、保護者がどうしてもと希望された場合は、法令で定める対象年齢の間であれば、また1回目の接種から定期接種として実施しても差し支えないでしょうか？

A：医師の判断と保護者の同意があれば、国内未承認のワクチンは定期接種として数えず、不活化ポリオワクチンを定期接種として4回受けることは可能です。

Q：同時接種は可能ですか？どのワクチンが可能で、どのワクチンは同時接種してはいけないか？何種類まで同時接種してよいでしょうか？

A：医師が必要と認めた場合に限り同時接種は可能です。同時接種に用いるワクチンの種類や数は、医師の判断に任せられています。

Q：昭和50年～52年生まれの方のポリオ抗体保有率が他の年齢層と比べて低いとされ、子供のポリオワクチン接種時に併せて接種することが推奨されていましたが、不活化ポリオワクチン導入後、どのようにすべきでしょうか？

A：不活化ポリオワクチンによるワクチン関連麻痺発生の恐れがないことから、9月以降は子供のポリオ接種時に昭和50～52年生まれの方に対しての和久接種を推奨する必要はなくなります。しかし、流行地域等へ渡航される際は今まで同様にポリオワクチン接種を推奨することとなります。